

令和7年11月26日

回 答 書

大田区

大田区立六郷中学校改築及び長寿命化検討事業基本構想策定支援業務委託、基本計画策定支援業務委託、基本設計業務委託及び実施設計その他業務委託事業者選定プロポーザルの参加申込等に関する質問に下記のとおり回答いたします。

質問事項	回答
プロポーザルの提出について、設計共同企業体（JV）での提出は可能か。	実施要領に記載の参加資格を満たしていれば、本件プロポーザルに参加いただくことは可能です。
実施要領p.3、3 プロポーザルの参加資格(8)の同種業務について「私立小学校・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の新築または改築工事（延床面積4,000m ² 以上）の基本構想、基本計画、基本設計、実施設計の業務実績」とありますが、基本構想・基本計画・基本設計・実施設計すべての実績が必要となるか。	お見込みのとおりです。
参加申込書作成要領、2【様式第3号】の建設工事等競争入札参加資格審査受付票と、6【様式第7号-1】【様式第7号-2】の管理技術者及び各主任担当技術者の資格証明書について、提出書類の原本分にクリップ止めとあるが、原本のフラットファイルにて各様式の後ろに一緒に綴じ込んでもよいか。	お見込みのとおりです。

<p>参加申込書様式集の【様式第4号】実績調書の【留意事項】6に当該契約書の(写)、及び概要がわかる書類は原本に添付してくださいとあるが、原本のフラットファイルにて様式の後ろに一緒に綴じ込んでよい。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>実施要領、3プロポーザルの参加資格(8)の条件で基本構想、基本計画、基本設計、実施設計がそれぞれ別の受託業務でも条件に一致するか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 「基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計業務」の受託実績は、同一学校の実績に限りません。</p>
<p>実施要領、3プロポーザルの参加資格(8)の条件の内「延床面積 4,000 m²以上」の条件は、実績業務が改修工事を含む場合、新築及び改築に係る部分の面積について求められる条件であるのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>申込書【様式第4号】の受託件名に「基本構想、基本計画、基本設計、実施設計」の名称が無い場合で類似の業務がある場合には記載する事は可能か。</p>	<p>受託契約の件名に「基本構想～」等の名称が記載されていなくても、契約仕様書等から内容を確認できれば、業務実績とみなします。</p>
<p>申込書【様式5号-1及び2】の各担当の実績は、実施要領、3プロポーザルの参加資格(8)の条件と一致する必要があるか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>様式第3号について、技術者数には協力事務所に所属する技術者は含まないと考えてよい。</p>	<p>協力会社が有る場合、様式第3号の(2)技術者数の数値記入欄は、自社の人数を記入したうえで、協力会社の人数には()をつけて記入してください。 【例】該当する技術者が、自社に2人、協力会社に1人所属している場合。 ⇒ 2(1)人</p>

<p>実施要領、3(8)に記載の「基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計」の「及び」は、4段階すべてを含む業務を指すのか、それぞれの業務段階のうちいずれかを含む実績も1件として認められるのか。</p>	<p>「基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計業務」の受託実績は、同一学校の実績に限りませんので、いずれかの業務を含んでいれば、1件としてカウントします。</p>
<p>実施要領、3(8)に記載の同種業務について、学校教育法第一条および第百三十四条に規定される「各種学校」として、中学部の生徒が在籍し国内に所在するインターナショナルスクールの実績は同種業務と判断されるか。</p>	<p>学校教育法に位置づけられている「学校」及び「各種学校」であれば、同種業務に含めていただいて構いません。</p>
<p>実施要領、3(8)に記載の「過去10年間（平成28年度以降）」とは、「平成28年4月1日以降に完了した業務」を指す理解でよいか。契約締結日ではなく履行完了日（検査・納品完了日）が基準と考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>技術提案書作成要領、8における正本・副本の表紙記載に関し、「件名（プロポーザル名）」は正副共通でラベルなどを貼り付けて表記して差し支えないか。また、正本には会社名を記載し、副本は応募者特定情報（社名・ロゴ・押印等）を削除する理解でよいか。</p>	<p>技術提案書に関する質問のため、お答えできません。 技術提案書に関する質問は、令和7年12月15日から12月22日午後3時まで受け付けております。</p>
<p>技術提案書に記載する見積額は「金額の妥当性」が評価基準となっているが、金額が要項に提示された見積額上限額以下である事が妥当性の最低要件と解釈できる。これに加えて金額の多寡が採点に影響するか、評価対象外として単に参考資料として扱われるのか。</p>	<p>技術提案書、及び審査に関する質問のため、お答えできません。</p>

<p>仮説校舎について、中学校改築工事利用後に小学校改築工事に利用する際の法的な考え方は、建築審査課と調整済みと考えてよいか。</p>	<p>大田区では、現時点で同様の事例がありませんので、これまでの実績を踏まえ、法的な整理等についてご協力いただきたいと考えています。</p>
<p>既存プールの取り扱いについて、「学校プールの在り方検討」の動向を踏まえる。と記載があるが、在り方検討に設計事務所は関与するのか。</p>	<p>学校プールの在り方の検討段階では、設計事務所に関与いただく予定はございません。</p>
<p>既存建物図面、既存建物の施設台帳、敷地の過去の土地測量資料、敷地のボーリングデータをご提示頂けないか。</p>	<p>関連資料については、参加申込書提出時に貸与いたします。</p>

担当部署 大田区教育委員会事務局教育総務部教育総務課施設担当